

<b>議 案 名</b>	富士見市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<b>制 定 趣 旨</b>	こども医療費支給の対象となるこどもの範囲の拡大等をするため、富士見市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正するものです。
<b>主 な 制 定 内 容</b>	(1) こどもの定義の改正を行うものです。 ・第2条第1号 (旧) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 (新) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者  (2) 今回の改正等を踏まえて、所要の改正を、以下の条について行うものです。 ・第2条 ・第3条 ・第4条 ・第5条 ・第6条
<b>施 行 日</b>	令和6年4月1日



(6) 受給資格者 第6条第2項の認定を受けた者をいう。

(支給対象者)

第3条 次条に規定するこども医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、対象となるこどもの保護者、保護者のいない対象となるこどもその他市長が適当と認めるもので、かつ、対象となるこどもの主たる生計維持者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者\_\_\_\_\_は除く。

(1) (略)

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令による措置により児童福祉施設その他の施設等に入所している者であつて、当該法令に基づき、対象となるこどもに係る国民健康保険法による世帯主、社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を国又は地方公共団体に負担される状態となつた者\_\_\_\_\_

(3)～(5) (略)

(6) 他の都道府県又は市区町村が実施する制度により、乳幼児、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する助成金又は医療費の支給を現に受けている者

(こども医療費の支給)

第4条 市長は、一部負担金等から次に掲げる額を控除した額(以下「こども医療費」という。)を支給する。

(1)～(4) (略)

(支給対象者)

第3条 次条に規定するこども医療費の支給の対象となる者\_\_\_\_\_は、対象となるこどもの保護者\_\_\_\_\_とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者の保護者は除く。

(1) (略)

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令による措置により児童福祉施設その他の施設等に入所している者であつて、当該法令に基づき、対象となるこどもに係る国民健康保険法による世帯主、社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を国又は地方公共団体に負担される状態となつたもの

(3)～(5) (略)

(支給の額)

第4条 市長は、保護者が対象となるこどもに係る一部負担金等を支払った場合において、当該支払額を支給する。ただし、次に掲げるものがあるときは、その額を控除した額(以下「こども医療費」という。)を支給する。

(1)～(4) (略)

(支給の方法)

第5条 子ども医療費の支給は、受給資格者 \_\_\_\_\_ の申請に基づき行うものとする。

2・3 (略)

(受給資格者の登録等)

第6条 子ども医療費の支給を受けようとする支給対象者 \_\_\_\_\_ は、規則で定めるところにより、市長に受給資格者の登録の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請内容を審査し、適当と認める場合は、 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。ただし、対象となる子どもと生計を同じくする保護者のうちいずれかの者が当該子どもと同居している場合（当該いずれかの者が、当該子どもと生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。

3・4 (略)

(支給の方法)

第5条 子ども医療費の支給は、対象となる子どもの保護者の申請に基づき行うものとする。

2・3 (略)

(受給資格者の登録等)

第6条 子ども医療費の支給を受けようとする子どもの保護者は、規則で定めるところにより、市長に受給資格者の登録の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請内容を審査し、適当と認める場合は、当該子どもの保護者であり、かつ、その主たる生計維持者を受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。ただし、対象となる子どもと生計を同じくする保護者のうちいずれかの者が当該子どもと同居している場合（当該いずれかの者が、当該子どもと生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。

3・4 (略)